

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年9月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500949 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600124 号

第1 結論

請求者のA社における昭和 46 年 10 月 1 日から昭和 47 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 46 年 10 月の標準報酬月額については、9 万 2,000 円から 10 万円とし、昭和 46 年 11 月から昭和 47 年 7 月までの標準報酬月額については、9 万 2,000 円から 9 万 8,000 円とする。

昭和 46 年 10 月から昭和 47 年 7 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から昭和 47 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は 9 万 2,000 円となっているが、B 厚生年金基金の標準給与月額は、昭和 46 年 10 月は 10 万円、同年 11 月から昭和 47 年 7 月までは 9 万 8,000 円となっているので、請求期間に係る標準報酬月額を B 厚生年金基金の標準給与月額と同じ額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によるところ、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記録されている。

一方、B 厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録マスタによると、請求期間に係る標準給与月額は、昭和 46 年 10 月は「算定」により 10 万円、同年 11 月以降は「法律改正」により 9 万 8,000 円と記録されている。

ところで、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 46 年 5 月 27 日法律第 72 号。以下「改正法」という。）によると、標準報酬月額の等級について、1 万円から 10 万円までの 28 等級が、昭和 46 年 11 月以降は 1 万円から 13 万 4,000 円までの 33 等級に改定され、同年 10 月時点において、上限の 28 等級に属していた被保険者は、当該月における標準報酬月額の基礎となった報酬月額を改正法施行後の標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、保険者の職権により同年 11 月以降の標準報酬月額を 9 万 8,000 円から 13 万 4,000 円までの等級の範

圏内で改定することとされている。

これをうけて、B厚生年金基金は、請求者の昭和46年11月1日の標準給与月額については、昭和46年10月の標準給与月額が10万円であることから、請求者の同月における標準給与月額の基礎となった給与月額を改正法後の標準給与月額の基礎となる給与月額とみなして、請求者の同年11月からの標準給与月額を職権により9万8,000円に改定したと回答している。

また、B厚生年金基金は、請求期間前後において事業主は、社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金に対して提出する算定基礎届等の様式は複写式を使用し、社会保険事務所及び同厚生年金基金へは同一内容の届書を提出していた旨回答しており、請求者のB厚生年金基金の記録とオンライン記録の金額は、請求期間を除いて一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和46年の定時決定に際し、B厚生年金基金と同一内容の算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を昭和46年10月は10万円、同年11月から昭和47年7月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500974 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600125 号

第1 結論

請求者のA社における昭和 50 年 8 月 1 日から昭和 51 年 4 月 15 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 50 年 8 月から昭和 51 年 3 月までの標準報酬月額については、13 万 4,000 円から 16 万円とする。

昭和 50 年 8 月 1 日から昭和 51 年 4 月 15 日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 8 月 1 日から昭和 51 年 4 月 15 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は 13 万 4,000 円となっているが、B厚生年金基金の標準給与月額は 16 万円となっているので、請求期間に係る標準報酬月額を 16 万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者の昭和 50 年 8 月の随時改定の記録はなく、請求者の標準報酬月額は、被保険者資格を取得した昭和 50 年 3 月 18 日時点の 13 万 4,000 円が請求期間中も引き続き適用されていることが確認できる。

一方、B厚生年金基金から提出された請求者の異動記録マスタによると、請求者の請求期間に係る標準給与月額は、請求者が同基金に加入した昭和 50 年 3 月 18 日時点の 13 万 4,000 円が、同年 8 月 1 日から 16 万円に随時改定された額であることが確認できる。

また、B厚生年金基金は、請求期間前後において事業主は、社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金に対して提出する随時改定に係る届出等の様式は複写式を使用し、社会保険事務所及び同厚生年金基金へは同一内容の届書を提出していた旨回答しており、請求者のB厚生年金基金の記録とオンライン記録の金額は、請求期間を除いて一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 50 年 8 月の随時改定に際し、B厚生年金基金と同一内容の届書を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、事業主が社会保険事

務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を 16 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600235 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600036 号

第1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 53 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年＊月から昭和 53 年 2 月まで

私は、20 歳になった昭和 45 年＊月頃、A 市役所 B 出張所長から国民年金の加入を勧められ、同出張所の窓口で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、年金記録では、請求期間の国民年金が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 45 年＊月頃に A 市役所 B 出張所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、A 市から提出された年金資格履歴及び請求者から提出された「昭和 52 年度 国民年金保険料納入通知書兼領収証書」（以下「納入通知書兼領収証書」という。）によると、請求者は、昭和 53 年 3 月 1 日に任意加入被保険者として初めて国民年金の資格を取得し、同日に昭和 53 年 3 月の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記「納入通知書兼領収証書」の納付額欄には昭和 53 年 3 月の国民年金保険料額のみが記載されており、A 市は、昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 2 月までの国民年金保険料について納入通知を行っていないことが認められる。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等による調査の結果、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600231 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600126 号

第1 結論

請求者の請求期間①については、A事業所（その後、B社、C社に名称変更。）における、請求期間②については、D社（その後、E社に名称変更。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月頃から同年 6 月頃まで
② 昭和 63 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

日本年金機構の加入履歴では、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間が A 事業所における厚生年金保険被保険者として記録されているが、A 事業所には昭和 63 年 5 月頃から同年 6 月頃までの期間に勤務しており、昭和 63 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に勤務していたのは D 社である。

なお、A 事業所とその前に勤務していた事業所で年金手帳をもらっていたが、これらの年金手帳を社会保険事務所（当時）で一つにしてもらった時に年金の加入履歴がおかしくなったのではないか。調査の上、請求期間①においては A 事業所の、請求期間②においては D 社の厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の記録によると、C 社において昭和 63 年 5 月 13 日から同年 10 月 31 日までの期間に請求者の加入記録が確認できる。

しかしながら、A 事業所の請求期間①当時の事業主は、同社は平成 18 年に倒産し、請求期間①当時の人事記録等の書類はすべて処分している旨の回答をしている上、破産手続開始時の事業主からは回答が得られなかった。

また、請求者が氏名を挙げた 3 名の同僚のうち 1 名は死亡しており、その他の 2 名に照会して回答を得たものの、請求者を記憶している者はいなかった。

したがって、請求者が請求期間①において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

- 2 E社と合併したF社は、請求期間②においては請求者を雇用していないと回答している。また、E社に係るオンライン記録により請求期間②当時に厚生年金保険被保険者であることが確認できる7名の同僚に照会して3名から回答を得たものの、請求者を記憶している者はいなかった。
- したがって、請求者が、請求期間②においてD社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。
- 3 請求者は、二つの年金手帳を社会保険事務所において一つにもらつた時に、請求期間①及び②に係る年金の加入履歴がおかしくなつたのではないかと主張しているが、オンライン記録によると、請求者に係るG社の厚生年金保険被保険者記号番号は、平成17年9月12日に現在の基礎年金番号に統合処理されたものであり、当該統合処理によって請求期間①及び②の加入履歴が誤って記録されることは、通常の事務処理において起つた事故としては考え難い。
- また、請求者の請求期間①及び②に係る各事業所のオンライン記録を確認したが、請求者の氏名はなく、整理番号に欠番も見当たらない。
- このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。